

ら数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。
意図しない契約をしてしまった場合は速やかに書面でクーリング・オフを申し出ましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

〈参考資料〉

○独立行政法人国民生活センター

・【若者向け注意喚起シリーズ<No. 11>】電気代が安くなる！？電力契約の訪問販売トラブル
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220411_1.html

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

2. 締切り迫る！『夏休み親子生活教室』参加者募集！！

茨城県消費生活センターでは、暮らしを科学的に見る目を養い、消費生活への関心を高めることを目的に、「夏休み親子生活教室」を開催します。

8/8、8/9の講座は、ご好評につき定員に達したため受付を終了しました。

8/7（水）の講座のみ、引き続きお申込できます。ご参加お待ちしております！！

○開催日：令和6年8月7日（水）午前10時～12時

○テーマ：“おなか元気で”よい生活リズムを学ぼう

（協力企業）水戸ヤクルト販売株式会社

○対象者：県内在住の小学生とその保護者

○定員：20組（40名）※先着順になります。

○会場：茨城県水戸合同庁舎 2階研修室兼会議室

（茨城県水戸市柵町1丁目3番1号）

○申し込み方法

電話またはFAX（HPから参加申込書を印刷し、必要事項を記載して送信してください。）

○申し込み期限

令和6年7月25日（木）午後5時まで

※受講者の決定は、先着順になります。

定員に達した場合は申込受付を終了し、受講できませんのでご容赦願います。

※詳しくは茨城県消費生活センターホームページをご覧ください。

↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/lesson/summer/r6.html>

【問合せ先】

茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号水戸合同庁舎内

電話：029-224-4722

平日（祝日を除く）午前9時から午後5時15分まで

FAX：029-226-9156

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活ナビ」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■